

お知らせ

被保険者証・減額認定証の更新について

後期高齢者医療制度からのお知らせ

【8月から被保険者証が新しくなります！】

現在お持ちの後期高齢者医療制度被保険者証の有効期限は、平成23年7月31日となっております。そのため、7月下旬に8月1日から使用できる新しい被保険者証（薄みどり色）を郵送します。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問合せください。

【被保険者証の自己負担割合をご確認ください！】

毎年、前年中の所得を基に、1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税課税所得が14.5万円以上である場合には、3割となります。ただし、次の1または2に該当する場合、役場窓口申請すれば1割となります。

- 1 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- 2 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）
 - ① 本人の収入が38.3万円未満
 - ② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

【限度額適用・標準負担額減額認定証が、8月に更新となります！】

現在、減額認定証をご利用の方は、有効期限が7月31日となっております。減額認定証をすでにお持ちの方で、平成23年度も市町村民税が非課税世帯の人には、7月下旬に8月1日から使用できる新しい減額認定証を郵送します。限度額適用・標準負担額減額認定証を新たに交付希望する場合は、役場窓口で申請手続きをお願いします。

◆申請に必要なもの◆

印鑑、後期高齢者医療制度被保険者証、収入額などを証明するもの（非課税証明書など）。また、入院期間が確認できる物が必要になる場合があります。

問合先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097

お知らせ

65歳以上の皆様へ

8月上旬までに介護保険料の決定通知書を郵送します

平成23年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を、8月上旬までに郵送します。

保険料率は昨年度から変更はありません。

※ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動がある場合は昨年度と変わることがあります。

【納付方法について】

介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に天引きした保険料（仮徴収分）を差し引いた金額が、10月・12月・2月に年金から天引きとなります。また、納付書、口座振替等で納めている人は、8月期から3月期まで8回に分けて納めます。

※高齢（退職）、障害、遺族年金の受給額が年間18万円未満の人や、65歳になったばかりの人、福岡県介護保険広域連合外の市町村から転入した人などは、納付書又は口座振替等で納めていただきます。

【皆さんの保険料で成り立っています！】

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担額が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限があります。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立っています。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

問合先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097

*口座振替を利用されると納め忘れもな
く安心です。ぜひ、
ご利用ください。
*災害や失業などや
むを得ない理由で
保険料を納めるこ
とが難しくなった
ときは、保険料の
減免や納付猶予が
受けられることが
あります。